

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申第3164号について

横浜市情報公開・個人情報保護審査会（会長 <sup>まつむら</sup> 松村 <sup>まさお</sup> 雅生）は、本日、次の答申を行い、横浜市長が行った非開示決定は妥当であると判断しています。

1 答申の件名

「令和4年8月24日戸生支第942号 個人情報非開示決定通知書」の個人情報非開示決定に対する審査請求についての答申

【答申第3164号】

2 諮問までの経過等

答申番号	請求日	決定通知日	審査請求日	諮問日	請求者	実施機関
3164	令和4年8月10日	令和4年8月24日	令和4年11月21日	令和5年1月19日	個人	市長

3 対象保有個人情報、原処分決定内容、審査会の結論

答申番号	対象保有個人情報	原処分決定内容・主な理由（概要）	審査会の結論
3164	「平成27年9月頃以降、請求者本人から息子（特定個人、特定年齢、特定区特定町在住）へ支払いをしている養育費が、貴市において正しく認識、処理されているかに関する情報。具体的には、貴市にて認識されている毎月の養育費の全額、支払い開始時期、支払い終了時期（又は現在まで至る）。もし支払い実績がない、又は確認が取れていない等の認識であれば、その事実。」（以下「本件保有個人情報」という。）	<p style="text-align: center;">非開示</p> <p><b>不存在</b> （請求者本人に係る生活保護申請・決定がないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報は取得・作成しておらず、保有していないため）</p>	原処分妥当

## 4 審査会の判断の要旨

答申 番号	判断の要旨
3164	<p><b>《答申に当たっての適用条例について》</b></p> <p>横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号。以下「新条例」という。）が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「旧条例」という。）に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、新条例附則第3項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。</p> <p><b>《生活保護に係る事務について》</b></p> <p>福祉保健センター長は、生活保護に係る申請又は通報があると、生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づき、申請又は通報の内容及び世帯の要保護性について、要保護者の実態を把握するための調査を行い、生活保護の決定を行う。</p> <p>生活保護の決定がなされると、申請者の世帯ごとに必要書類を整えて生活保護ケースファイルを作成しており、これにはケース記録等の生活保護の実施に係る必要書類がつづられている。</p> <p>また、被保護者の世帯に養育費等の収入があった場合、世帯主は収入申告を行い、実施機関は生活保護法に基づき収入認定し、生活保護費の変更を行う。</p> <p><b>《本件保有個人情報について》</b></p> <p>本件本人開示請求書や審査請求書等の記載内容から、本件保有個人情報は次のように解される。</p> <p>平成27年9月以降、審査請求人から審査請求人の子へ支払いをしている養育費が、実施機関において正しく認識、処理されているかに関する情報である。具体的には、実施機関で認識している毎月の養育費の全額、支払い開始時期及び支払い終了時期（支払いが続いている場合は本人開示請求時までに至るこれらの情報）である。もし支払い実績がない、又は確認が取れていない等の場合であればその事実である。</p> <p><b>《本件保有個人情報の不存在について》</b></p> <p>当審査会が実施機関に確認したところ、審査請求人に係る生活保護申請・決定は行われていないことから、審査請求人の生活保護に係る個人情報としての養育費に関する情報は保有していないと説明する。</p> <p>確かに、本件本人開示請求を審査請求人の生活保護に係る個人情報としての養育費に関する情報と解する限り、本件保有個人情報を保有していないとして非開示とした決定は妥当であると判断せざるを得ない。</p> <p><b>《令和5年1月19日付戸生支第1956号による追加決定について》</b></p> <p>審査請求人は、審査請求人が子へ支払いをしている養育費が、横浜市において正しく認識、処理されているかに関する情報を請求しているのであり、「請求者本人に係る生活保護申請・決定がないことから、当該本人開示請求に係る保有個人情報は取得・作成しておらず、保有していないため」との回答は、開示請求情報の回答の根拠理由として齟齬があると主張している。</p> <p>このため実施機関は、審査請求人以外の者に係る養育費等の情報について、その存否を答えること自体が生活保護申請・決定等、審査請求人以外の個人の情報を開示することになり、旧条例第22条第3号により非開示とすべき個人に関する情報を開示することになるものとして、旧条例第24条による非開示決定を追加で行っている（令和5年1月19日付戸生支第1956号）。</p> <p>本件審査請求は、当初の令和4年8月24日付戸生支第942号による非開示決定処分に対するものであるが、当審査会としては、紛争の一次的解決を図る観点から、追加の非開示決定についての意見を次のとおり参考までに示すこととする。</p> <p>実施機関において審査請求人からの養育費を把握しているか否かが明らかになれば、審</p>

答申番号	判断の要旨
3164	<p>査請求人以外の者の生活保護の申請・決定の有無が公になる。そして、生活保護の申請・決定の有無は、本人開示請求者以外の個人に関する情報である。仮にその申請・決定の有無を、審査請求人が個人的な事情から知っていたとしても同号ただし書アには該当せず、また、申請・決定の有無を明らかにすることが審査請求人の財産を保護することになるとも認められないので、同号ただし書イにも該当しない。さらに、同号ただし書ウに該当する事実も確認できない。したがって、旧条例第24条による非開示決定は、妥当であると考えられる。</p> <p><b>《付言》</b></p> <p>本件本人開示請求書の記載内容から判断すれば、当初から追加の決定で行われた対象保有個人情報の特定を行うことが適当であったと解される。</p> <p>実施機関におかれては、市民等による開示請求権の行使に対して真摯に取り組む一環として、対象文書の特定に、より慎重かつ的確な対応がなされることが望まれる。</p>

※ 答申全文については、次のURLをご覧ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/joho/kokai/johokokaishinsakai/shinsakai/toshinR6.html>

## 5 条例（抜粋）

### 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号）

#### （開示しないことができる保有個人情報）

第22条 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報に次の各号に掲げる情報・・・のいずれかが含まれている場合は、当該保有個人情報を開示しないことができる。

（第1号及び第2号省略）

- (3) 本人開示請求者以外の個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)若しくは個人識別符号が含まれるもの又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

（第4号から第7号まで省略）

#### （保有個人情報の存否に関する情報）

第24条 本人開示請求に対し、当該本人開示請求に係る保有個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該保有個人情報の存否を明らかにしないで、当該本人開示請求を拒否することができる。

#### （本人開示請求に対する決定等）

第25条 (第1項省略)

2 実施機関は、本人開示請求に係る保有個人情報の全部を開示しないとき（前条の規定により本人開示請求を拒否するとき、及び本人開示請求に係る保有個人情報を保有していないときを含む。）は、開示しない旨の決定をし、本人開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

横浜市個人情報の保護に関する条例（令和4年12月横浜市条例第38号）

附 則

（経過措置）

3 施行日前に旧条例第20条第1項若しくは第2項、第34条第1項若しくは第2項又は第43条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する保有個人情報の開示、訂正又は利用停止については、なお従前の例による。

お問合せ先		
市民局市民情報課長	平賀 匡生	Tel 045-671-3881